

当建設産業委員会に付託された案件については、5月13日午前10時から、議会会議室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第49号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

今回の補正予算の労務単価の引き上げについては、流用で対応するものとし、しないものの基準は。とに対し、

今回の補正の考え方は、まず既に発注している工事や委託等の請負差金を流用することで対応し、それでも対応できない不足する額について要望しています。とのこと。

平成28年度に予定している労務単価の引き上げによる補正は、これだけか。とに対し、

現段階では、そのとおりです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。